

うねべこども園 重要事項説明書

うねべこども園（以下「本園」という。）が、教育・保育の提供に当たり、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊田市条例第45号）第5条に基づき、保護者に対し、利用前に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 設置者概要

設置者名称	社会福祉法人 清心会
主たる事務所の所在地	豊田市保見ヶ丘4-6-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 福上 道則
電話番号	0565-48-2221

2 施設概要

名称	うねべこども園
所在地	豊田市畝部西町伊勢神1-1
園長氏名	山本 晴美
電話番号	0565-21-0405
FAX番号	0565-21-6419
認可年月日	平成31年4月1日
施設区分	保育園（幼保連携型認定こども園）
施設番号	2321151001144

3 施設の目的及び運営の方針

(1) 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(2)

- ①地域を大切にしたい保育運営に心がけ、周りの自然環境や地域の人材資源を活かした保育をする。
- ②園と家庭とがパートナーシップをとり、子どもの健全な育成を図る。
- ③異年齢交流、高齢者との触れ合い、動植物との触れ合い等、心の触れ合いを大切にした保育をする。
- ④地域から信頼され、親しまれるこども園として、地域の未就学の親子に「子育て広場」の開設、「一時保育」の受け入れをし、子育て支援を推進する。
- ⑤各職員が自己研鑽と課題意識をもって職務に当たり、職員相互の和と連携のあるチームワークを大切にし、明るく活気のある職場作りに努める。

4 提供する教育・保育の内容

本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成 20 年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年告示）、保育所保育指針（平成 20 年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。詳細は、入園のしおりをご覧ください。

5 職員職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1 名	園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
主幹保育教諭	2 名	主幹保育教諭は、地域の保護者に対する子育て支援を行うとともに、園長及び副園長を助け、教育及び保育の内容について他の保育教諭を総括する。
保育教諭	25 名	保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
調理員	3 名	調理員は、幼児の給食を配膳し、乳児に関しては献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
看護師	1 名	看護師は、保育に従事し、園児の健康管理及び看護業務を行う。
園医	1 名	園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園歯科医	1 名	園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園薬剤師	1 名	園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。
事務職員	1 名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

※職員数は変動する場合があります。

6 教育・保育を行う日及び時間等

開所日	1号認定 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。その週数は毎学年39週を下回らないものとする。提供を行わない日は、土曜日、日曜日、祝日、その他園が指定した日とする。 ただし、以下の日は教育の提供を行わない。 (1) 年末年始 12月29日から1月3日 (2) 夏季休業 7月22日から8月31日 (3) 春季休業 卒園式翌日から入園式前日 ※日程は年により変更する可能性がある。
	2号認定及び3号認定 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始、祝日、及びその他園が指定した日を除く。
開所時間	1号認定 教育を提供する時間は、原則として、8時30分から15時00分まで

	とする。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は15時00分から19時00分までの範囲内で、一時預かり保育を提供する。
	2号認定及び3号認定 保育を提供する時間は、午前7時30分～午後7時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

7 保育料等

支給認定を受けた保護者が居住する市区町村が定める保育料を、本園にお支払いただきます。詳細については、入園のしおりをご覧ください。

基本保育料	平日の午前8時30分から午後3時までの教育・保育にかかる保育料であり、世帯の区分、市民税所得割額等に基づき、豊田市が決定する。
給食費	給食費 1食 210円 (但し、豊田市の定めによる無償化対象者は費用負担なし)
保護者会費	350円(幼児) 200円(乳児) /月
用品	口座振替により徴収(誕生絵本・保護者名札・卒園アルバム代)
預かり保育料	午前7時30分～午前8時30分
延長保育料	午後3時00分～午後7時00分 1時間当たり1,000円/月
土曜日保育料	午前8時30分～午後3時00分 1,600円/回
長期休暇	1,000円/回(1号認定のみ)

※保護者会費以外は翌月20日に1カ月単位で口座振替を行います。

8 認可定員等

- (1) 認可定員 250人
- (2) 利用定員
- 1号認定子ども 45人
 - 2号認定子ども 110人
 - 3号認定子ども 55人 うち0歳 5人、1歳及び2歳 50人

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- (1) 本園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行います。
- (2) 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び条例第32条に従って、市区町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

1 1 相談・苦情申立て窓口

教育・保育に関する相談、苦情等については、下記窓口にて対応します。苦情等については、誠意をもって早急に問題を解決するよう努めるとともに、教育・保育の質の向上に努めます。

うねべこども園	・苦情解決責任者 山本 晴美 ・苦情解決担当者 桑原 愛 ・ご利用時間 8:30～ 17:00 ・電話番号 0565-21-0405 ・FAX 0565-21-6419 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	杉本 雅夫	電話番号 0565-31-1069
		役職・肩書等 監事
	中村 紘和	電話番号 090-8327-3936
		役職・肩書等 保護司

1 2 保険に関する事項

園児に対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、本園の加入している保険の補償の範囲内で対応します。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	児童生徒の管理下における災害（負傷、疾病、障害、死亡）につき、保護者等に対し、災害給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金）の支給
補償金額	負傷、疾病の医療費→療養に要する費用の額の4/10 障害見舞金→4,000万円～88万円（通園中の場合は2,000万円～44万円） 死亡見舞金→災害の範囲により3,000万円（通園中の場合は1,500万円）

1 3 秘密保持等

本園の園長及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らしません。また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じます。

1 4 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、入園のしおりにおいて提示するものとします。

うねべこども園の重要事項説明に係る同意書

うねべこども園は、教育・保育の提供の開始に当たり、「うねべこども園 重要事項説明書」に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

うねべこども園 園長
山本 晴美

私は、「うねべこども園 重要事項説明書」に基づき、うねべこども園に係る重要事項の説明を受け、教育・保育の利用の開始に同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ ④

園児との続柄 (_____)

園児氏名 _____ (歳児)

園児氏名 _____ (歳児)

園児氏名 _____ (歳児)